

山梨県国土利用計画審議会会議録

1 日 時 平成 30 年 1 月 26 日（金）午前 10 時～午前 11 時 10 分

2 場 所 山梨県庁防災新館 410・411 会議室

3 出席者

・ 委員（五十音順、敬称略）

芦澤 公子 石井 信行 牛奥 久代 金丸 康信 小林 康治
坂本 康 桜井 義明 辻 一幸 辻 由樹 堀内 茂
松野 範子

以上 11 人

・ 県側

市川 満（総合政策部長）
三井 孝夫（総合政策部次長）
村山 力（みどり自然課長）
広瀬 ひとみ（地域創生・人口対策課長）
古屋 登士匡（地域創生・人口対策課総括課長補佐）

4 傍聴人の数 5 人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 第 15 期委員の紹介
- (3) 役員選出
- (4) 会長あいさつ
- (5) 議事
- (6) 閉会

6 会議に付した議題（すべて公開）

- (1) 山梨県土地利用基本計画の変更（案）について
- (2) その他

7 議事の概要

- (1) 山梨県土地利用基本計画の変更（案）について
事務局から、資料 1 から資料 3-3 により説明し、意見をいただいた。

(議長)

事務局の説明が終わったので、ただいまの説明に関して、何か質問・意見があればお願いしたい。

(委員)

資料3-1の現行案と素案の比較のところで、今回、素案では基本方針を5つの柱に整理し、その1つの柱である「安心・安全を実現する土地利用」の中に、「防災・減災対策」が新たに盛り込まれた点はよかったと思う。

一方で、現行にあった「地球温暖化防止」という言葉が抜けてしまっている点について理由などがあれば、お教えいただきたい。

県の地球温暖化対策実行計画においては、長期ビジョンとして、概ね2050年までに省エネルギー対策及び森林整備による吸収などにより、県内のCO2ゼロの実現を目指すこととしているので、その辺を考えていただければと思うが、素案の基本方針の1つの柱「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」の中に含まれているという理解でいいか。

(地域創生・人口対策課長)

地球温暖化防止への取り組みとしては、委員のおっしゃるとおり、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」の柱の中、具体的には、素案の3ページの最下段にある「自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラなどの取り組みを推進」、あるいは、4ページの最上段「再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用」などといったところに含めている。

(委員)

県の地球温暖化対策実行計画などとの整合性を考慮し、森林吸収ができるような保全がされるようにしていただければと思う。

(地域創生・人口対策課長)

貴重な意見をいただき感謝する。十分留意してまいりたい。

(議長)

その他、何かあるか。

(委員)

資料2の土地利用基本計画図の変更のところで、案件が1～5まであり、1、2は国立公園の変更ということなので、そうだろうと思うのだが、3～5の林地開発については、そもそも土地利用基本計画は上位計画であるにもかかわらず、下位の変更があつて、それが上位に跳ね返ってくるというように見えるのだが、そういうものか。

(地域創生・人口対策課長)

林地開発を行うに当たっては、森林法に基づき知事の許可が必要になり、この開発許可は、申請があった場合に知事が森林審議会の意見を聴いた上でこれを許可している。

森林法については、現況主義をとっているということから、原則として開発が完了する前に地域森林計画を変更することができないこととなっている。

また、上位計画である土地利用基本計画については、森林計画の変更に先立って変更を要するものではあるが、森林法との関係から林地開発が完了し、森林でなくなったと確認した後に、本計画を変更することとなっている。

(委員)

どこが意思決定をしているのかというところで、上位計画で、ここは森林ですと言っているのに、下位の方からあがってきて、変えてしまうっていうのは、同意のような形になっているように聞こえるが、そういうものなのか。

(総合政策部次長)

委員のおっしゃるとおり実態としては、同意という形になっている。ただ、構成上そういうことになっているということであり、ここで御審議いただくのは個々の森林地域の拡大・縮小の一部のところではなく、全体的な課題として森林地域の拡大・縮小は問題ないのかという見地で御審議いただきたい。

森林法は、他の規制法と色合いが違う状況になっている。先程御説明した、資料1の2ページ、この中に「原則として、土地利用基本計画の変更後でなければ、個別規制法による地域、区域の変更は行わないこととされている。」旨の記載があるが、この規制法の例外となっている状況である。

(議長)

その他、何かあるか。

(委員)

計画書の後ろの方に五地域区分の重複している場合にどのように扱うか、いろんなパターンが記載されており、これを見ると都市地域がかなり優先されているという印象を受けたので、計画書と実際の変更とをどのように扱っているのかなと思って質問させていただいた。

(委員)

資料2の中で、富士北麓周辺の自然公園地域が広がったことは非常にありがたく思う。というのも、御承知のとおり演習場が土日一般的に皆様が入れるようになっており、冬の場合はカントリースキー、夏の場合はオフロードのジープ、これらが県外から来て急速に山林を荒らしている。こういう実態を目の当たりにしているので、今回このような地域をしっかりと指定していただいたということは大変ありがたいことと思っている。また、5ページの忍野村の区域の変更もありがたいと思っている。

この中で、少し次元がそれてしまうかもしれないが、県土の保全、水源涵養あらゆる機能を果たしている森林は貴重であり、守っていかなければならないということが基本であると思う。

ただ、森林を守る中で、民有地であれば、山林を持っている人が木を売るにも売れない、木を切り出すために山林を切り開かなければならない、また、運び出す費用なども全然採算に合わない、ということで逆に荒れ放題といった状況となっている。

国でも森林環境税をかけていくこととしているが、特に異常な荒れかたをしている民有林については、これらに対する補助等をしていただかないと、更に荒れてしまうのではないかと感じている。

いずれにしても、このような地域に指定していただいたことはありがたく思っている。

(みどり自然課長)

小富士の周辺地域については、委員のおっしゃるとおりオフロードバイクなどの進入による荒廃の進行などが懸念されており、このため、今回環境省で自然公園地域を拡張するというので、県の計画図もこれにあわせて自然公園地域の拡大を行うものである。

また、忍野村の自然公園地域の変更についても、環境省の公園区域の変更にあわせて行うものであるが、現状エリアが不明確であったため、尾根を中心に管理のしやすいようにということで変更させていただくものである。

(議長)

その他、何かあるか。

(委員)

少し前の話に戻るが、この土地利用基本計画が個別規制法の計画の上位に位置するのに、下位で事が行われてから計画変更するのはいかがなものかという御意見があった。今議案に出てきている計画の変更案については、既に行われてしまっているとしたら、この計画自体との関連性をどのように解釈したらよいかという疑問は出てくる。1つには、それ以前に土地利用基本計画図の変更を提案するのか、あるいは、変更されたものについてここで整理して位置づけておくことが1つの使命であるということであればそれでいいかと思うが。

(総合政策部次長)

先程の説明と重複する部分もあるが、少し補足して説明させていただく。

森林法との齟齬が若干あるということだが、逆に林地開発を行う場合に当たっては森林法では森林審議会が開かれる。森林審議会の方で開発を進めるに当たっては許可を取らないとできないということで、制度的にはそちらで補完しているというふうに御理解をいただけたらと思う。森林審議会の観点から審査してもらって、許可を出す、あるいは許可を出さない、という仕組みがあるということで御理解いただけたらと思う。

(委員)

おっしゃるとおりだと思います。現場としては、土地利用基本計画を優先するのか、下位の森林計画を優先するのかというと、我々の立場からしたら森林計画にまずお願いをして、その制度の中で進めていくことになる。

最近では、森林法の範囲の中で広大な太陽光事業が出てきているが、これについては、森林審議会で細かい議論がされている。詳細の議論は、土地利用基本計画の下にある個別法が大事であり、土地利用基本計画については、考え方としては相対的な位置づけであると解釈をさせてもらっている。

また、別件になるが、最初の意見にあった地球全体の温暖化というのは大事な内容だと思う。そういうことを計画の中に、そういう意味のことを山梨県として入れておいた方がいいと思う。約80%を占める森林県としてすべきこと、森と水を守るという意味からしても土地利用基本計画の中へ入れた方がいいかと思う。

(総合政策部次長)

地球温暖化防止については、全体的に入っているという認識でいるが、特に、御意見をいただいたので、キーワードとしてわかる形で修文させていただく。

(議長)

その他、何かあるか。

(委員)

先程の森林法との関連になるが、資料2についてももう少し審議状況が分かる形で説明等を文章化していただければより分かりやすいかと思う。また、先程の地球温暖化防止の御意見のところの「グリーンインフラ」という意味がこの文章だとわかりづらいので、本文に意味を記載するか、「グリーンインフラ」の説明を注釈等で記載した方がいいかと思う。

(議長)

その他何かあるか。

いろいろ貴重な意見があったが、表現の工夫等が一部必要ではないかという意見もあった。その点については事務局あるいは会長に一任いただくこととして、審議会としては、基本的な考え方としてこの計画素案のとおり了承していただくということでよろしいか。

(異議なし)

(議長)

異議なしということでまとめさせていただく。

以上、審議会は終了した。